

# 平成26年度 事業報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

特定非営利活動法人なんみんフォーラム

## 1 事業の成果

特定非営利活動法人なんみんフォーラム(FRJ)は2014年8月に創立10周年を迎えた。日本に逃れた難民を支援する市民団体が集まって開始された支援事業が10年を超えて継続されたことは、関係者全員にとって大変感慨深いものである。今後の更なる発展と活動の強化に向けて2014年を一つの節目と位置づけ、一層の努力を行なう所存である。2014年は、収容代替措置に関する事業を引き続き実施したほか、法務大臣の諮問機関である第6次出入国管理政策懇談会のもとに設置された難民認定行政に関する専門部会に代表を送り、日本の難民受入れに関する議論に参加した。難民申請者に提供される保護費に関する話し合いを外務省と行い、一般市民に対しては6月20日の世界難民の日を記念してシンポジウムを開催した。困窮する難民申請者への対応として、FRJ加入団体が実施する支援をサポートし、全体的な規模の増強を図った。

法務省入国管理局の発表によると、日本における2014年の難民申請者数は5,000人となり、前年比53%増という過去最高の値に達した。しかし、難民として認定された者の数は11人に過ぎず、人道的配慮により在留を認められたものは110人、庇護数は合計121人となった。庇護数全体が前年より落ち込み、日本の難民保護はより厳しいものとなっている。申請者数の増加は審査の遅れの一因となっていると見られ、申請から異議申立ての結果が出るまでは、2年半から3年程度かかっている。その間、スムーズに保護費の受給につながらないと、他にセーフティネットがないことからたちまち困窮し、路上生活者も出ている。FRJは、会員団体が行う難民・難民申請者への支援をサポートし、政府との対話、対外的な発信などを通じて状況の改善に努めた。

2014年度の主な活動は以下のとおりである。

### (1) 「収容の代替措置」プロジェクト

「収容の代替措置」パイロットプロジェクトは2014年3月を持って終了したが、次年度も引き続きプロジェクトが実施されることが決定された。パイロットの終了にあたり、FRJは法務省入国管理局および日本弁護士連合会とともに報告書を作成し、ウェブサイトで公表した。パイロット後の事業において、2014年度は成田空港および羽田空港に到着した5名の難民申請者について入国管理局より連絡を受け、法的支援の他、住居の提供と生活支援を実施した。

パイロットプロジェクトの終了に伴って、実務に関する情報共有のために実施されていた作業部会も終了となったが、覚書を交わした三者で構成される三者協議会での議論を発展させるため、新たに準備会合という会議体が立ち上げられ、引き続き協議を行った。

### (2) 困窮する難民申請者の支援事業

前年に続き、庇護を求めて日本に到着したものの住居や生活費がないなど困窮状態にある難民申請者に、会員団体を通じて支援を行った。具体的内容は、緊急一時支援としての生活費・交通費等の提供である。

### (3) 保護費に関する意見交換

難民申請者への支援に関して外務省および難民事業本部(RHQ)と意見交換を行った。難民申請者が直面する課題を基に要望事項をとりまとめ、問題解決に向けた話し合いの場を持つことができた。しかし、時間等の制約から問題の解決には至らず、積み残された課題が多くある。次年度も引き続き取り組む予定である。

### (4) 世界難民の日記念シンポジウム

6月20日の世界難民の日を記念してシンポジウムを行った。NPO 法人難民支援協会、日本カトリック難民移住移動者委員会、全国難民弁護士連絡会議からの代表3名による講演と質疑応答を行い、会後半には、世界難民の日世界同時上映の映画「シリア、踏みこじられた人々と希望」(2012年・アメリカ)を上映した。難民によるカフェやアクセサリーの販売も行った。平日にも関わらず、約130名が参加し、満席となった。

### (5) クラウドファンディング

3月に、難民家族の統合支援のため、ウェブ上で50万円の支援を募るクラウドファンディングを開始し、順調に多くの賛同と支援を獲得することができた。

(6) 国際社会との連携

4月末から5月にかけて、マレーシア・クアラルンプールで行われた国際拘禁連盟 (IDC) 及びアジア太平洋難民の権利ネットワーク (APRRN) 主催の収容代替措置実施に関するワークショップに参加した。また、6月には、スイス・ジュネーブで開催された国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 主催の国際会合 NGO Consultationsに参加したほか、9月にはFRJが会員となっているアジア太平洋難民の権利ネットワーク (APRRN) の総会 (バンコク) に参加した。FRJ事務局からも1名が参加し、これらの会合・視察を通じて海外NGOおよび政府を含む関係者との連携を深め、有用なネットワークを引き続き強化することができた。

(7) 運営体制の強化

事務局員2名の他、恒常的にインターンを入れるように体制を整えた。安定した財政基盤は継続的課題である。情報発信のためにFacebookをオープンし、ウェブサイトの解析にも着手した。

(8) その他

難民認定行政に関する専門部会は2014年12月に終了し、最終報告書が提出された。これについてメディア関係者に説明会を開催した。鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」には、2014年度も全面的に協力した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	NGOへ対する情報提供等の支援事業(定期的開催される理事会、運営委員会、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民の状況、政府や他団体との対話等に関する情報の共有を行った。運営委員会は全6回、理事会は全8回開催した。)	平成26年4月1日～平成27年3月31日	全国	FRJ会員15団体	在日難民および難民申請者	736千円
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	① FRJ会員団体を通じて実施される直接支援(各団体は、難民および難民申請者からの生活相談、法律相談に対応し、教育支援、住居提供、収容所訪問などのサービス提供を行った。必要に応じて会員団体間で連携・協力し、サービスの適正化、迅速化を図った。)		全国		在日難民および難民申請者	3,585千円

	<p>② 収容代替措置パイロットプロジェクト(法務省・日弁連との覚書に基づく収容代替措置パイロットプロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、パイロットケースとして収容代替措置の提供を実施した。)</p> <p>③ 困窮者支援(困窮する難民申請者のための緊急支援事業を実施し、住居、物資の提供などの支援を行った。)</p>	平成26年4月1日～平成27年3月31日	全国	FRJ会員 15団体	在日難民および難民申請者		
<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>① 法務省入国管理局および日本弁護士連合会との覚書に基づく三者協議会・その下の実務者会合である収容代替措置パイロットプロジェクトに関する作業部会、を開催した。また、難民申請者の保護費について、外務省と意見交換会を行った。</p>		国内・国外		難民および難民申請者	1,060千円	

<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>② 収容代替措置に関するワークショップ、NGO Consultations、アジア太平洋難民の権利ネットワーク(APRRN)の総会およびワーキンググループ会合(法的支援、無国籍、東アジア)に参加し、情報共有・意見交換を行った。関係団体とのネットワーク強化を図った。</p>	<p>平成26年4月1日～平成27年3月31日</p>	<p>国内・国外</p>	<p>FRJ会員15団体</p>	<p>難民および難民申請者</p>	
<p>「難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)</p>	<p>① イベントの開催(6月20日の世界難民の日を記念し、シンポジウムを開催した。シリアの現状を捉えたドキュメンタリー映画も上映した。) ② ウェブサイトでの情報発信強化の取り組み(ウェブサイトリニューアルを行った。FRJとして発表する提言書、ステートメント、難民に関するニュースやイベント、難民向けの生活情報等をウェブサイトに掲載した。また、Facebook ページをオープンした。)</p>		<p>国内・国外</p>		<p>難民および難民申請者</p>	<p>736千円</p>

(2)その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)